

平成25年第2回紀の川市議会定例会 第1日

平成25年 6月 6日（木曜日） 開 議 午前 9時28分
散 会 午前10時30分

◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 58号 池田財産区管理委員の選任について
議案第 59号 南北志野財産区管理委員の選任について
議案第 60号 紀の川市子ども・子育て会議条例の制定について
議案第 61号 紀の川市ふるさと商品展示場条例の全部改正について
議案第 62号 紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特
別措置に関する条例の一部改正について
議案第 63号 紀の川市老人医療費の支給に関する条例の一部改正につ
いて
議案第 64号 紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正について
議案第 65号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について
議案第 66号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）につ
いて
議案第 67号 指定管理者の指定について
議案第 68号 紀の川市道路線の認定について
議案第 69号 紀の川市道路線の廃止について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（23名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉

20番 坂本 康隆 21番 大森 道夫 22番 亀岡 雅文
23番 村垣 正造 24番 西川 泰弘

○欠席議員（1名）

3番 原 延治

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村 慎司	副市長	田村 武
市長公室長	林 信良	企画部長	橋口 順
総務部長	竹中 俊和	市民部長	北林 佳高
地域振興部長	吉田 靖	保健福祉部長	服部 恒幸
農林商工部長	歌 英樹	建設部長	尾崎 好民
国体対策局長	畑野 孝典	会計管理者	武田 雅明
水道部長	上 始	農業委員会事務局長	立具 秀敏
教育長	松下 裕	教育審議監	山本 弘茂
総務部財政課長	森本 浩行		

○議会事務局職員

事務局長	永田 博敏	次長兼議事調査課長	藤井 節子
議事調査課課長補佐	岩本 充晃	議事調査課係長	田中 啓吾

（開会 午前 9時29分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

議員各位には、平成25年第2回紀の川市議会定例会に出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、条例の制定、改正や補正予算などの案件が上程されております。

議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、3番 原 延治君より所用のため、本定例会会期中の会議を全て欠席したい旨の届け出がありましたので、報告いたします。また、教育部長 西田好宏君が所用のため欠席ですので、代理として、教育審議監 山本弘茂君が出席しておりますので、あわせて報告いたします。

議事に入る前、表彰状伝達式をとり行います。

去る5月22日に開催されました第89回全国市議会議長会総会において、佐藤祐文会長より大森道夫君が議員在籍20年以上の特別表彰を、阪中 晃君、松本哲茂君、杉原勲君、堂脇光弘君、森田幾久君、井沼武彦君が議員在籍10年以上、一般表彰を受けられました。

ただいま、名前をお呼びした議員は、前のほうへお越しいただきたいと思っております。

〔「議長から表彰伝達 議長席に戻る」〕

○議長（西川泰弘君） 次に、5月13日に開催されました和歌山市議会議長会総会において、和田秀教会長より、大森道夫君が議員在籍15年以上の表彰を、上野 健君、岡田勉君が議員在籍10年以上表彰を受けられましたので、ただいまから表彰状の伝達を行います。

ただいま、名前をお呼びした議員は、前のほうへお越しく下さい。

〔「議長から表彰伝達 議長席に戻る」〕

○議長（西川泰弘君） 受賞された皆さん、まことにめでたうございました。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回紀の川市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西川泰弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録の署名議員は、会議規則第81条の規定により、16番 井沼武彦君、17番 今西敏文君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（西川泰弘君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

去る5月27日に議会運営委員会を開催していただき、本定例会の会期等、議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付している予定表のとおり、本日から6月28日までの23日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月28日までの23日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（西川泰弘君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、報告第1、議員派遣について、去る5月8日、9日の2日間、議会広報編集特別委員会が、石川県内灘町と白山市へ議会広報の編集について視察研修を行うことを地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、議長において承認しておりますので報告いたします。

また、その視察の概要を議会広報編集特別委員会委員長から報告していただきます。

議会広報編集特別委員会委員長 竹村広明君。

○議会広報編集特別委員会委員長（竹村広明君）（登壇） おはようございます。

それでは、議会広報特別委員会の視察研修報告をさせていただきます。

当委員会は、去る5月8日と9日、石川県内灘町議会と白山市議会へ視察研修を行いましたので、その概要を御報告申し上げます。

内灘町は、石川県中西部に位置する面積20平方キロほどの小さな町ですが、隣接する金沢市のベッドタウン化により、1970年には1万人であった人口が、最近では2万7,000人となり、今もなお微増傾向にあります。また、議会だよりについては、町村議会広報全国コンクールで毎年上位入選するなど、全国屈指の議会だよりを発行されている町であります。

本市の議会だよりについて意見をお伺いしたところ、「字体を丸ゴシックにしては」、「タイトルの色を写真に応じて変えてみては」などの細かいアドバイスをいただきました。また、内灘町の取り組みとして、過去の一般質問を追跡調査する特集ページを設けたり、

議会だよりについて市民の声を聞くため、10名の町民に議会広報モニターをお願いしているなど、とても参考になりました。本市の議会だよりもぜひ取り入れていきたいと思っております。

2日目の研修先である白山市議会は、平成22年に本市へ議会広報の研修にお越しいただいた御縁もあり、交流を深めるために意見交換という形で研修を行いました。白山市は、本市へ研修に来られた後、近畿市町村広報紙コンクールにおいて2年連続「優良賞」を受賞されるなど、その活躍ぶりはめざましいものがあり、一方、本市は伸び悩んでおります。

今回は、我々委員一同、初心に返って研修に挑みました。

白山市では、市民参加型の広報づくりに取り組んでいるとのこと、表紙の写真は市内のアマチュアカメラマンに、裏表紙は市民の声として住民に投稿をお願いしているとのことでした。今後お互いに切磋琢磨し、読者に親しんでいただける広報を目指すことを確認しました。

以上で、報告を終わりますが、詳しい資料は事務局に保管しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 報告2、執行部より、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市長の専決処分事項について報告がありました。

また、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、「平成24年度紀の川市繰越明許費繰越計算書」と地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、「平成24年度紀の川市事故繰り越し繰越計算書」の提出がありました。

また、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、「平成24年度紀の川市水道事業会計予算の繰り越し報告」と、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、「紀の川市土地開発公社の経営状況を説明する書類」の提出もありましたので、お手元に配付しております。

その他の報告につきましても、配付しているとおりですので、確認をお願いいたします。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について から
議案第69号 紀の川市道路線の廃止について まで

○議長（西川泰弘君） それでは、日程第4、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてから議案第69号 紀の川市道路線の廃止についてまでの13件を一括議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

平成25年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用の中、御参集をいただき厚くお礼申し上げます。

また、先ほど表彰伝達を受けられました議員の皆さん、本当におめでとうございます。心からお祝いを申し上げますとともに、これからも引き続き、市民の皆さんの代表として御活躍、御祈念を申し上げますところでございます。

はじめに、安倍首相が掲げる経済・金融政策「アベノミクス」が、連日さまざまなメディアで話題になっており、国内のみならず世界からも注目を集めております。実感ある景気回復を感じることでできる政策の着実な推進を強く望むものであります。

また、永田町の関心は、早くもこの夏の参議院選挙に向けているようですが、党利党略を超えた発想の中で、真に国民の負託に応える国策論議を進めてもらいたいと、切に願うものであります。

さて、早いもので、新庁舎での業務を開始して半年がたちました。行政の拠点として、行政機能の強化充実とよりよい行政サービスの提供を目指す中、業務も軌道に乗ってまいりました。8月完全竣工に向け、連絡通路や駐車場の整備工事を実施しております。あとしばらくの間、引き続き近隣の皆様や来庁の皆様には御迷惑をおかけしておりますが、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

それでは、今定例議会に御提案いたしました諸議案について、概要説明をいたします。

議案は、諮問1議案、財産区管理委員会の選任議案2議案、条例の制定・改正に係る議案6議案、平成25年度一般会計補正予算に係る議案1議案、指定管理者の指定に係る議案1議案、市道路線の認定議案1議案、市道路線の廃止議案1議案、計13議案であります。

その概要を申し上げます。

諮問第5号の人権擁護委員候補者の推薦については、紀の川市人権擁護委員のうち、1名が平成25年9月30日に任期満了となるため、菊岡 功君を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第58号 池田財産区管理委員の選任については、池田財産区管理委員に欠員が生じたため、山田敏治君を池田財産区管理委員に選任いたしたく、池田財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第59号 南北志野財産区管理委員の選任については、南北志野財産区管理委員に欠員が生じたため、神保佳直君を南北志野財産区管理委員に選任いたしたく、南北志野財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第60号 紀の川市子ども・子育て会議条例の制定について、子ども・子育て支援法の施行に伴い、必要事項を定めるものであります。

議案第61号 紀の川市ふるさと産品展示場条例の全部改正については、紀の川市ふるさと産品展示場に指定管理者制度を導入するものであります。

議案第62号 紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する

条例の一部改正について、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が公布され、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第63号 紀の川市老人医療費の支給に関する条例の一部改正については、医療保険で付加給付の支給を受けた場合、紀の川市老人医療費の支給対象額から控除する旨の規定等を設けるものであります。

議案第64号 紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正については、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第65号 紀の川市立学校設置条例の一部改正については、紀の川市立粉河中学校移転に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第66号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）については、4月1日付人事異動に伴う人件費の調整と事業執行上、緊急を要するものについての補正をお願いするものでございます。

議案第67号 指定管理者の指定について、紀の川市ふるさと産品展示場の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定することについては、議会の議決を求めるものであります。

議案第68号 紀の川市道路線の認定については、市道路線の延長に伴う終点変更により、紀の川市道路線として認定いたしたく、提案するものであります。

議案第69号 紀の川市道路線の廃止については、市道路線の認定により、重複する紀の川市道路線を廃止いたしたく、提案するものであります。

以上、議案の概要説明を申し上げましたが、引き続き担当部長から詳細説明をいたささせていただきますので、御審議の上、御同意、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて、補足説明を求めます。

市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

今回、人権擁護委員1名が、来る平成25年9月30日をもって任期満了となるため、新たに1名の方を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、諮問をするもので、人権擁護委員法の規定により、市町村長はその市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められており、これにより議会の意見を求めるものでございます。

住所 紀の川市杉原280番地、氏名、菊岡 功。生年月日、昭和26年1月18日生

まれ、62歳でございます。

なお、任期につきましては、法務大臣が委嘱した日から3年となっております。

以上、よろしく願いいたします。

なお、略歴等につきましては、議案書22ページに資料として添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上で、諮問第5号の説明を終わります。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第58号、議案第59号、財産区の管理委員の選任につきまして、御説明申し上げます。

議案書2ページをお願いいたします。

議案第58号 池田財産区管理委員の選任についてでございます。

池田財産区管理委員に欠員が生じたことにより、山田敏治氏を池田財産区管理委員に選任したいから、池田財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものでございます。選任者につきましては、住所、紀の川市西山田220番地、氏名、山田敏治、生年月日、昭和22年1月30日生まれ。

なお、任期につきましては、平成26年10月3日までの前任者の残任期間となっております。

また、主な職歴等につきましては、議案書の23ページに記載してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

続きまして、議案書3ページをお願いします。

議案第59号 南北志野財産区管理委員の選任についてでございます。

南北志野財産区管理委員に欠員が生じたことにより、神保佳直氏を南北志野財産区管理委員に選任したいから、南北志野財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。選任者につきましては、住所、紀の川市南志野545番地3、氏名、神保佳直、生年月日、昭和28年2月12日生まれ。

なお、任期につきましては、平成28年3月31日までの前任者の残任期間となっております。

また、主な職歴等につきましては、議案書の24ページに記載してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、2議案につきまして、御審議の上、御同意を賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） おはようございます。

議案第60号 紀の川市子ども・子育て会議条例の説明をさせていただきます。

議案書4ページをお願いします。

紀の川市子ども・子育て会議条例の提案理由は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、紀の川市子ども・子育て会議を設置するため、条例の制定をお願いするものでございます。

次の5ページ、6ページは、紀の川市子ども・子育て会議条例の制定条文であります。

第1条では、設置条文を、第2条では、会議の所掌事務を、第3条では、組織構成員の条文を、第4条では、委員の任期を、第5条では、会長・副会長の選出及び役割を、第6条では、会議の執行、第7条では、会議の庶務を保健福祉部子育て支援課で処理する旨を、第8条では、委任条文を定めており、附則で、公布の日から施行することといたしております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、議案第61号 紀の川市ふるさと産品展示場条例の全部改正について、御説明をいたします。

議案書7ページ、お願いします。

紀の川市ふるさと産品展示場条例の全部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由としまして、紀の川市ふるさと産品展示場に指定管理者制度を導入するためでございます。本施設への指定管理者制度を導入するにつきまして、本施設は平成4年に貴志川町がふるさと産品展示場として、地域農業及び商工・観光業の振興発展に寄与することを目的に施設を建設し、貴志川観光物産センターとして市内の生産農家や加工業者を会員とする任意団体を組織し、紀の里農業協同組合や商工会などの地域協力のもと、本施設の管理運営を担い、観光の情報や地域の情報を提供するとともに、特産品の展示や特産物の販売を行う施設としてこれまで地域の皆様に利用されてきましたが、平成25年8月末日をもって営業及び賃貸契約を終了したい旨の届け出があり、このことを受け、指定管理者制度を導入し、新たな管理代表者のもとで施設の管理を継続するものでございます。このことより、現行の条例を全部改正するものでございます。

続きまして、改正する条例について御説明いたします。

議案書8ページ、お願いします。

第1条では、設置について、第2条では、名称及び位置を、第3条では、管理を行わせる旨を、第4条では、指定管理者が行う業務を、第5条では、指定の期間を、第6条から第10条までは、施設の管理運営に関すること。

附則としまして、この条例は、平成25年9月1日から施行するものでございます。

以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。

続きまして、10ページ、議案第62号をお願いいたします。

紀の川市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について、山村振興法第14条の地方税の均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が公布され、半島振興法第17条の地方税の均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が施行されることに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

次の11ページの改正本文、お願いいたします。

改正の主な内容は、産業振興をより効果的に推進するため、中小企業者に関する要件緩和などを行い、幅広い事業者が活用できるよう対象業種の拡大、取得価格要件を見直すものでございます。

まず、対象業種の拡大であります。改正前は、製造業のみが対象となっておりましたが、旅館業についても対象業種となったことにより、条例中に旅館業を加え、対象の建物を工場用に限っていたものを旅館業の建物も対象とするものでございます。

次に、取得価格要件の見直しですが、制度適用要件が新設または増設した製造事業用設備の減価償却資産の取得価格が2,700万円以上だったものを、事業者の資本規模に応じた取得価格の下限値を設定するもので、事業者の資本金規模が資本金1,000万円以下500万円以上の新增設による取得、資本金1,000万円を超え5,000万円以下で1,000万円以上の新增設による取得、資本金5,000万円を超えるときは、2,000万円以上の新增設による取得としております。

この改正は、この条例の公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用することになります。

25ページから26ページに、新旧対照表を添付しておりますので、御高覧いただきたいと思っております。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、議案第63号 紀の川市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書12ページをお願いいたします。

紀の川市老人医療費の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由といたしまして、医療保険の付加給付の支給を受けた場合、紀の川市老人医療費の支給対象額から控除する旨の規定等を設けるためでございます。

次の13ページをお願いいたします。

条例の一部を改正する条例でございます。改正本文3行目でございますが、第2条第1項の改正につきましては、「すべて」という平仮名表記を漢字表記に改めるものでございます。

次の第4条中の改正規定につきましては、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改称されたことに伴い、条文の整理を行うとともに、第2項として、医療保険による保険者の規約もしくは定款等により付加給付を受けた場合の取り扱いについて追加規定す

るものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第63号についての説明でございます。

なお、27ページに、資料として条例の新旧対照表を添付してございますので、御高覧いただきたいと思っております。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第64号 紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書、14ページをごらん願います。

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する制令、昨年12月に公布、本年4月1日施行されたことに伴い、紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、道路法施行令第7条第2号に、太陽光発電設備及び風力発電設備が占用許可対象物件として追加されたことに伴い、占用料の額を規定していました市条例第2条の別表に加えるもので、またこれにより別表の令第7条の号数繰り下げ等、所要の改正を行うものでございます。

なお、資料としまして、28ページから31ページに新旧対照表を添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思っております。御審議のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 教育審議監 山本弘茂君。

○教育審議監（山本弘茂君）（登壇） おはようございます。

議案書16ページをごらんください。

私から、議案第65号 紀の川市学校設置条例の一部改正について、御説明申し上げます。

紀の川市学校設置条例の一部を別紙のとおり改正するため、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、市立粉河中学校の移転に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次の17ページの改正文のほう、お願いします。

紀の川市立学校設置条例の一部を次のように改正する。別表第2中、「紀の川市粉河1479番地」を「紀の川市粉河925番地」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成25年9月1日から施行するものでございます。

議案の資料といたしまして、32ページに新旧対照表並びに新しい中学校の位置図を掲載してございますので、御高覧いただきたいと思っております。

以上で、議案第65号の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続きまして、18ページをお願いいたします。

議案第66号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別冊の予算書、平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）の1ページをお開き願います。

平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。3,268万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は327億5,268万3,000円となります。第2条は、債務負担行為の追加規定です。

続きまして、2ページをお開き願います。

第1表、歳入では、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入の増減をしております。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。

歳出については、各費目ごとに、人事異動に伴う人件費及び事業執行上、急を要する事業について補正措置をしております。

次の5ページ、お願いいたします。

第2表、債務負担行為補正追加です。市民体育館建設事業、期間平成26年度。限度額12億4,900万円でございます。本事業につきましては、平成24年度第4号補正において、平成25年度から平成26年度までの期間、限度額28億9,000万円の設定をしておりましたが、契約ができなかったため、今回新たに設定をするものでございます。なお、限度額12億4,900万円の額でございますが、先般の入札不調後、現在の実勢価格に置きかえ、変更設計を実施した後の設計概算額から当初予算計上額を差し引いた額でございます。

続きまして、次の9ページ、お開き願います。

歳入から御説明を申し上げます。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、民生費補助金44万5,000円の増額。このうち、2節の児童福祉費補助金は、県支出金に振りかえをしたために18万5,000円の減額でございます。

3目の生活保護費補助金63万円、セーフティーネット支援対策等事業補金、生活保護法改正によるシステム開発に係る補助金です。

4目の土木費国庫補助金183万2,000円、社会資本整備総合交付金、これは木造住宅耐震改修に係る国庫補助金です。歳出に合わせまして、制度拡充分を含め増額をしております。

次の15款、県支出金、2項、県補助金でございますが、2目、民生費県補助金74万円、地域子育て特別支援等事業費補助金、児童虐待防止対策として100%の補助率でございます。

3目、衛生費県補助金2,409万6,000円の減額です。予防接種法の改正により

まして、新たにH i b感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症が定期予防接種の対象となることで、県補助金が全額一般財源となり、減額としております。また、風疹ワクチン接種緊急助成事業費補助金として585万4,000円の増額については、風疹患者の増加を受けて行う事業補助金でございます。

4目、労働費県補助金917万3,000円、緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金で、100%の補助率です。

6目、土木費県補助金66万6,000円、木造住宅耐震化促進事業補助金です。

9目、商工費県補助金97万3,000円、消費者行政活性化交付金として、消費者行政への取り組みを支援するための補助金で、100%の補助率でございます。

続いて、18款、繰入金として、財政調整基金から3,645万円の繰り入れをしております。

20款、諸収入、5項、雑入650万円、これは一般コミュニティ助成金、財団法人自治総合センターからの助成金が110万円、サマージャンボ売り上げによる臨時配分として、市町村振興協会からの交付金として500万円の収入を計上してございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

歳出につきましては、職員の人件費以外について御説明をさせていただきますので、12ページのほうをお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費、11目、公平委員会費14万7,000円、不利益処分に関する不服申し立てに係る委員会審議に係る報酬の増額です。

続きまして、18ページをおめくりください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費、13節委託料37万1,000円、国の100%補助金を活用した子育て支援プログラムの開発委託料でございます。

続いて、次のページの19ページお願いします。

6目、児童福祉施設費ですが、各保育所の措置児童数が確定し、保育所ごとの職員配置が決定いたしましたので、臨時保育士と給食調理員の賃金を増額してございます。4節、共済費190万8,000円、7節、賃金2,264万6,000円の増額です。

次の3項、生活保護費、1目、生活保護総務費、13節、システム開発委託料については、今年8月から生活扶助基準の見直しに伴うシステムの開発委託料でございます。

次の20ページ、お願いいたします。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費、13節、委託料、内容については、H i bワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンが任意接種から定期接種に変更されましたため、任意予防接種委託料を減額しまして、予防接種委託料を増額としております。なお、任意予防接種委託料の減額の中には、県の緊急助成事業補助金を活用したワクチン接種費用として、830万8,000円の増額を含んでございます。次の19節228万3,000円の予防接種費助成金は、既に予防接種を終えた方等への助成金でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費、8節、報償費から13節、委託料までは、県の100%補助を受けまして、消費者の安全と安心を確保するための事業として、消費者被害を未然に防ぐための講習会などを実施いたします。

次に、3目の観光振興費110万円については、これも100%補助の一般コミュニティ助成事業を受けまして、粉河祭だんじりの修繕を行うための補助金でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

8款、土木費、4項、都市計画費、1目、都市計画総務費、4節のうち、社会保険料負担金、それから7節、賃金、11節、需用費、18節、備品購入費、合わせまして911万6,000円については、県の緊急雇用事業活用して市内全域の空き家の位置、規模、状態等を現地調査する事業費として、臨時職員の賃金などを計上してございます。

次のページ、お願いします。

19節の負担金補助及び交付金316万4,000円、木造住宅耐震改修事業補助金については、補助制度拡充分の増額のほか、申請件数の増加による増額をしてございます。

次の7目、街路事業費、19節、県営街路事業負担83万3,000円、都市計画道路松井石町線の現地測量調査費の本市負担金でございます。

最後に、31ページをお願いいたします。

10款、教育費、6項、保健体育費、5目、学校給食費、8節、報償費22万4,000円、学校給食センター民営化検討に係る委員の謝礼費でございます。

以上が、今回の補正の主な内容です。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、議案第67号 指定管理者の指定について御説明をいたします。

議案書の19ページをお願いいたします。

紀の川市ふるさと产品展示場の指定管理者を指定したいため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、紀の川市ふるさと产品展示場、所在地は、紀の川市貴志川町前田135番地1です。2の指定管理者となる団体の名称は、紀の里農業協同組合、住所は、紀の川市上野12番地5、代表者名は、代表理事組合長、山田泰行です。指定の期間は、平成25年9月1日から平成28年3月31日までの期間です。

以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第68号、議案第69号について御説明申し上げます。

議案書20ページをごらん願います。

議案第68号 紀の川市道路線の認定につきまして、御説明申し上げます。

今回、道路法第8条第2項の規定により、紀の川市道として1路線の認定をお願いするものでございます。

資料としまして、34ページに位置図を添付してございます。

認定の内容につきましては、既に認定されております高野寺前線の終点に延長し、施設道路を地元関係者の要望により市道として管理するため、認定の議案を上程させていただくものです。

続きまして、議案第69号について御説明申し上げます。

紀の川市道路線の廃止につきましては、議案書21ページ、位置図につきましては、35ページをごらん願います。

議案第68号の路線認定に伴い、重複する区間につきましては、道路法第10条第3項の規定に基づき、路線廃止の議案を上程させていただくものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） ほかに、補足説明はございませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております日程第4のうち、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてと議案第58号、議案第59号の各財産区管理委員の選任についての計3件につきましては、人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、討論を省略し、本日直ちに質疑、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号 議案第58号、議案第59号の計3件については、本日直ちに質疑、採決まで行うことに決しました。

まず、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、質疑、採決を行います。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第5号について、原案のとおり適任者とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号は、原案のとおり適任者とすることに決しました。

次に、議案第58号 池田財産区管理委員の選任について、質疑、採決を行います。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、お諮りいたします。

議案第58号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 南北志野財産区管理委員の選任について、質疑、採決を行います。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、お諮りいたします。

議案第59号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。

あすより11日までは議案精査日とし、6月12日午前9時30分より再開いたします。

御苦労さまでした。

（散会 午前10時30分）